

統 計 の 概 要

1 統計の目的

この統計は、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、平成30年6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、「レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）」に蓄積されているもの全てを集計対象とした。

	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（件数）			[参考] 施設数 ²⁾
	総 数	一般医療	後期医療	
医 科 ¹⁾	85 727 192	61 878 436	23 848 756	88 988
病 院	22 806 058	14 918 422	7 887 636	8 341
診 療 所	62 539 244	46 677 705	15 861 539	80 043
歯 科	18 002 119	14 640 402	3 361 717	61 240
保険薬局	54 197 752	38 512 777	15 684 975	56 177

注：1) 「医科」には、データ上で「病院」「診療所」別を取得できなかったものを含む。

2) 「施設数」は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書がNDBに蓄積されていた保険医療機関又は保険薬局の数である。

3 集計事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方箋受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等

4 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-	表章単位の2分の1未満の場合	0, 0, 0
統計項目のあり得ない場合	•	減少数（率）の場合	△

- (2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合等がある。
- (3) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。
- (4) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。
- (5) 平成26年の歯科に係る数値は全国推計数であるため、時系列比較には注意が必要である。
- (6) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」は、包括評価（DPC／PDPS）の所定点数及び特定入院料に関する加算である。